

春日井市外で一般廃棄物の処理を行う際の事前協議マニュアル

○事前協議の必要性

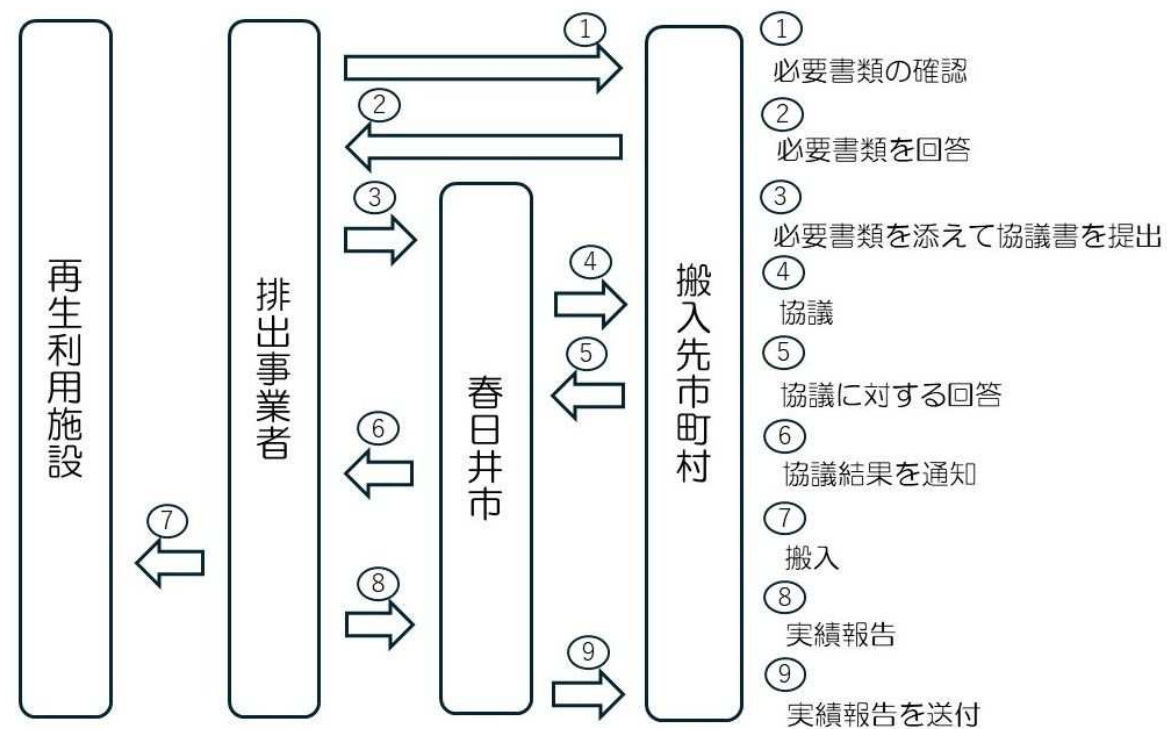
各市町村は一般廃棄物を処理するにあたり、「一般廃棄物処理計画」を策定する義務を有しています。この処理計画に基づき一般廃棄物の処理を進めますが、当該計画は各市町村の域内で発生した廃棄物の処理に基づく計画となるため、区域外で発生した廃棄物の処理は計画されていません。

しかしながら、廃棄物の資源化を実施する場合、当該区域内に資源化可能な処理施設（以下、再生利用施設）が存在しないこともあり、廃棄物の資源化を進めるには域内処理だけでは不十分なことがあります。

こういった場合、域外の再生利用施設で廃棄物の処理を行います。その際、廃棄物が発生する（域外運搬をする事業者の）自治体と、再生利用施設がある自治体でそれぞれの計画との調和を図ることが求められています。

この要請から、廃棄物の域外処理に係る市町村間の事前協議として、搬入前に手続きが必要となります。

○手続きの流れ（フロー）



- ・①②については春日井市から既に搬入実績があり、必要書類が判明している場合は不要です。
- ・③～⑥の手続きに通常2週間から1ヶ月程の時間が必要となるため、それを見越したうえでの提出をお願いします。
- ・搬入期間（廃棄物処理期間）終了後、⑧の実績報告を必ず実施してください。

○必要書類

- ・一般廃棄物再生利用計画書
- ・搬入車両の写真（前後左右の4方向から撮影したもの）
- ・搬入車両の車検証の写し（電子車検証の場合は、車検証に代えて自動車検査証記録事項の写し）
- ・発生場所から再生利用施設までの地図
- ・その他再生利用施設が所在する市町村から提出を求められた書類（必要時）（以下、収集・運搬許可業者を利用する場合）
- ・春日井市及び再生利用施設が所在する市町村における、一般廃棄物収集・運搬許可証の写し

○注意事項

- ・春日井市外で処理できる一般廃棄物は、再生利用を目的とした剪定枝や刈草、食品廃棄物等一部の廃棄物に限られます。
- ・食品廃棄物の再生利用施設への搬入については、その施設が大臣登録を受けた再生利用事業者の場合、処理施設が所在する市町村の一般廃棄物収集・運搬の許可は不要です。
- ・廃棄物処理期間は年度単位となるため、協議は年度ごとに必要となります。

○提出方法

必要書類を1部作成し、次の提出先にいずれかの方法で提出

- ・窓口へ直接持参
- ・郵送による提出
- ・メールでの提出

○提出先（問い合わせ先）

〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市役所 環境部ごみ減量推進課 廃棄物対策担当

電話（0568）85-6221

メールアドレス gomigen@city.kasugai.lg.jp